

## 福祉有償運送の価値と課題

～社会的役割や移動・外出支援 継続のための課題について考える～



理事長 清水弘子  
関東運輸局地域公共交通マイスター

## 外出支援のニーズが高まっています

- 高齢化やバス減便、タクシー不足を背景に「くらしの足」の確保が必要となっている  
各自治体は交通計画を新たに作成するなど、バスの再編やタクシーの活用等に力を入れ、また、国は市民・一般ドライバー(ライドシェア)にも、くらしの足の支え手として期待を向けている(※下記参照)
- また、何らかの介助を必要とする福祉有償運送の対象者も年々増加している

[神奈川県移動困難者数の推移 次ページ➔](#)

### ・国土交通省「交通空白」解消本部の設置 ～目的～

※参照

#### ○地域の足対策

全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等(以下、タクシー等という)を地域住民が利用できる状態を目指す。

#### ○観光の足対策

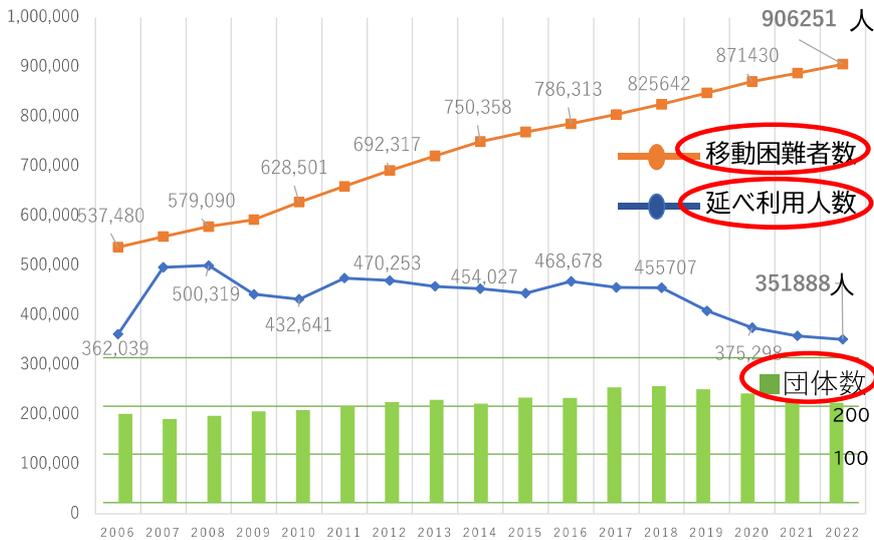
主要交通結節点(主要駅、空港等)において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す

# 移動困難者数の推移～神奈川県～

	2006	2009	2012	2015	2018	2022
人口総数(A)	8,854,830	9,008,743	9,079,236	9,144,183	9,181,625	9,216,954
※人口 2006年→2022年 104.09%増 (2020年人口9,236,337人をピークに減少傾向)						
要支援・要介護認定	234,357	255,613	318,080	364,191	403,104	448,228
身体障害者数	229,751	245,955	261,835	270,835	267,621	265,527
知的障害児者数	31,928	43,384	56,010	69,814	70,150	84,668
精神障害児者数	41,444	48,018	56,392	64,994	84,767	107,828
移動制約者数計(B)	537,480	592,970	692,317	769,834	848,514	906,251
人口総数に占める移動制約者の割合(B/A)	6.07	6.58	7.63	8.42	9.24	9.83%
※移動困難者数 2006年→2022年 168.61%増						

3

## 移動困難者数とサービス提供件数



- 移動困難者は2006年から2022年までで約1.68倍となっており、
- 人口に占める割合も6.07% ⇒ 9.83%と増え続けている

- 有償運送の延べ利用人数は2006年 362,039人、2008年 500,319人(最多)、2016年 444,772人、2022年 351,888人 ※2019年以降、下降している

- 県内の福祉有償運送の登録団体数は2019年より減少  
2006年 184団体  
2010年 192団体  
2018年 241団体  
2022年 207団体

■ 移動困難者は増加しているのに、サービス量・団体数も減少している

4

# 外出支援、移動サービスの具体的活動 **生活にmust!**

## 病院・買い物付添い

- ・歩行が不安定で一人で出かけるのが不安
- ・病院や買い物も付き添ってくれる人がいたら安心して出かけられる
- ・認知症のため、一人で判断ができない



## 障がい児者の通学・通所支援

- ・家族での送迎ができない場合
  - ◎一人での対応が難しい
  - ◎仕事との関係
  - ◎親から離れることで本人の自立を促したい
  - ◎通学通所は頻度が高いため、家族だけでは疲弊してしまう
- ・車いすを使用しているため、手助けが必要



# 外出支援、移動サービスの具体的活動

## 車いすユーザーの対応・重度の介助

- ・車いすの扱いが難しい
- ・家族では支えきれない



## あきらめていたおでかけにも行きたい

- ・車いすの扱いが難しい
- ・家族では支えきれない

**生活の質の向上!**

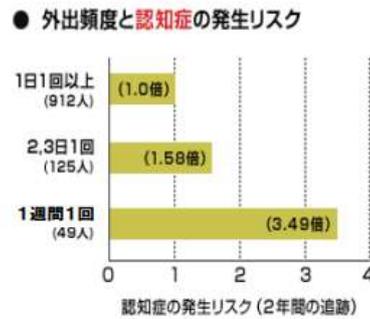
- ・また行きたい!と思ってもらえるように一緒に楽しむことを大切に企画・実施している団体も多い



# 外出することの社会的な効果

外出意欲や、外出頻度が下がる??と…どうということが起きるか

**外出することは、健康予防、認知症予防にも効果あり!**



新潟県Y市で65歳以上の高齢者を対象に2001年から2年間追跡調査した結果  
 ※両グラフとも、もともとの健康状態や社会的役割の差による影響を除いて比較  
 (資料) 財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団 東京都老人総合研究所(第93・95回老年会公開講座 第三のキーワード!)より



家族に頼る  
しかない?!

老々介護でも  
頑張るしか  
ない?!



「資料提供：独）東京都健康長寿医療センター 井藤英喜 センター長」



# 移動サービスの役割と価値

【利用者を目的地に送るだけじゃない、移動サービスの役割…】

- 出かけるための準備を手伝う(着替え、車までの歩行・移動介助)
- 家族の負担を軽減できる(お子さんの送迎も安心して任せてもらっている)
- 乗り降りの介助(見守り、身体介助、車いす乗車の対応)
- **車内でのコミュニケーション(認知症の方の不安解消、障がいがある方の対応)**  
 ※お話を聞くことで利用者さんが「落ち着かれる」
- **目的地での付き添い(歩行・移動介助、不安の解消、おでかけをいっしょに楽しむ)**



お一人住まいの方  
もお話を聞くことで  
落ち着かれる

(参考) タクシーも変わってきています  
 「ユニバーサルデザイン (UD) タクシー」  
 車いすの方も利用できます  
 また、障がいがある人も付添いなしで利用できる「かれんタクシー」  
 タクシー協会といっしょに取り組んでいます (横浜市内)

福祉有償運送  
の価値はどこに  
ある?!



出かけると  
「元気が出る」と  
喜んでもらえる

## 大事なサービスなのに減少するのはなぜ？

長年言われ続けている事です  
が...



利用したい時間帯が集中するの  
も、大きな課題です(特に朝)

神奈川県内では供給量の減少が止まりません。

ボランティアでしか成  
り立たない

安全に介助する  
には年齢が高く  
なりすぎた

困っている人が  
が多すぎて  
キャパオーバー

若い人にバトン  
タッチしたいが活動報酬  
が低すぎる

運転も介助も  
リスクが大きい

### 解決のために何が必要??

- といった施策・制度があれば、必要なサービス量を確保できるのか？ニーズに対するサービスの不足量は算出できるのか？
- 福祉有償運送は地域の善意だけに任せておいて良い事業か？

まずは「必要性」を共有し、議論する場が欲しい

こんな課題を  
感じませんか？



## 福祉有償運送とは別のアプローチで活動を支える？

【福祉有償運送は1対1のケア それ以外の事業は？】

### ・福祉制度への参画

①医療的ケア児の通学支援 県教育委員会、横浜市教育委員会 ※後述①

②移動支援事業への参画 ※後述②

### ・近隣の施設・デイ送迎の受託

### ・地域の自治会等との連携(イベントの送迎など)

#### (参考)

・国が進める公共ライドシェア(交通空白については自治体主導)

短時間の勤務体系が魅力？一般市民が担い手として参加しています

就業時の車両の自動車保険上乗せ、DX化の対応(タブレットやアプリの貸与)、健康診断や運転研修の実施

安定した  
収入の確保  
が出来るか

地域との  
密接な  
かわり

# 医療的ケア児の通学支援事業の受託

県教育委員会、横浜市教育委員会



【医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律】 2021年 厚生労働省

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等

(横浜市教育委員会HPより)

【目的】医療的ケアが必要なことを理由にスクールバスに乗車できない児童生徒  
医療的ケアがある児童・生徒が安全に通学できる環境をつくり、  
保護者の負担軽減を図ることを目的に、福祉車両による通学支援モデル事業を実施しています。

※団体は、福祉車両運行事業者として可能な曜日を指定して登録することができます

福祉有償運送団体は  
市内5団体が参画

(神奈川県教育委員会HPより)

【目的】医療的ケアが必要なため保護者が送迎をしている医療的ケア児に対して、スクールバスもしくは福祉車両等により登校時(現在は朝の送迎のみ)の通学を支援します。

※団体は事前に利用する生徒保護者と利用契約を結ぶことが必要です(学校・保護者・送迎事業者の三者契約)

11

# 障害福祉 移動支援

【「横浜市障害者移動支援事業の概要について」より抜粋】



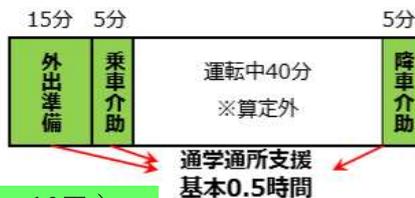
乗車中の運賃を取らない登録不要の形態では、福祉有償運送の登録は必要ない。(2024年3月国土交通省・厚生労働省)

※スライド17参照

例2 : 通所の支度15分、乗車介助5分、  
運転40分、降車介助5分

⇒ 外出準備と乗車・降車介助を合わせて  
20分以上であるため、**通学通所支援**  
**基本0.5時間**の算定が可能です。

0.5時間 258単位 (単位単価：10円)



公的な事業に参入することで  
運営を安定させることができる。

- サービス提供責任者の要件:  
・必要資格: 介護福祉士、介護福祉士実務者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級または介護職員初任者研修修了  
で **3年以上の介護業務の従事経験を有する者**、4年以上の移動支援事業従事 経験者、平成18年9月末までサービス提供責任者として 従事していた者

➡ **移動サービスの実績は、介護業務の実績に準じるという解釈は？**

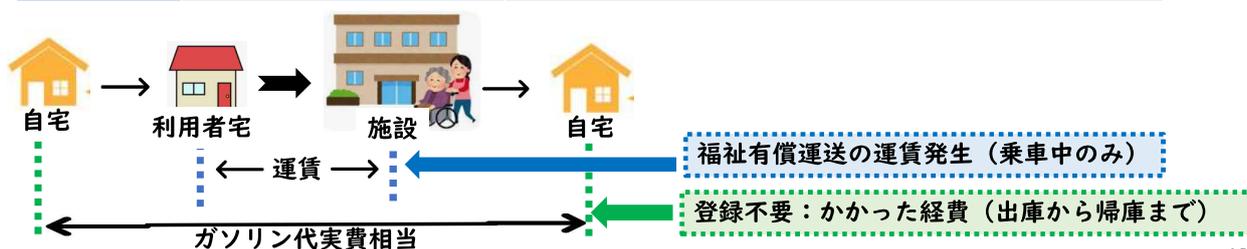
(自治体によっては移動サービスの実績は介護業務と同等と解釈:例・横浜市)

12

## 登録不要(「運賃」を頂かない)の活動とのかかわり

- 福祉有償運送以外の選択／介護保険や障がい者の移動支援との組合せ

	福祉有償運送	介護保険 乗降介助事業	障害福祉 移動支援事業
2024.3月まで	福祉有償運送の登録が必要	福祉有償運送の登録が必要	福祉有償運送の登録が必要
2024.03.01 ガイドライン見直し後は・・・			
現在は	福祉有償運送の登録が必要 運賃:利用者乗車時のみ	運行中の「運賃」をもらわなければ、登録不要 運賃:× 車の出庫～帰庫までのガソリン代相当の収受は可	運行中の「運賃」をもらわなければ、登録不要



13

### 自治体の施策

## 地域に必要な移動・外出支援を継続するために・・・

国土交通大臣認定運転者講習実施自治体・社協

		開始年度	
1	秦野市	2016年～現在	年2回
2	葉山町社協	2017年～現在	年1回
3	綾瀬市	2019年～現在	年3～4回
4	二宮町	2021年～現在	年1回
5	相模原市	2021年～現在	年1～3回
6	逗子市社協	2021年～現在	年1回
7	平塚市	2019年～2022年	年2回 ※県事業
		2023年～	受講料負担
8	小田原市(住民参加型のみ)	2019年～現在	受講料負担

※移動支援を広げる施策の一つ。  
市民は無料で受講できます

9	海老名市	2022年～現在	年2回
10	横浜市都市交通課	2023年～現在	年1～2回
11	伊勢原市	2023年～	年1回
12	厚木市	2024年～	年1回
13	大和市	2024年～	年2回
14	愛川町社協	昔から	年1回
15	座間市	市と検討中	
16	茅ヶ崎市社協	市へ働きかけ中	
17	川崎市	11/26要望済み	
18	横須賀市	12/5要望済み	

14

## 地域に必要な移動・外出支援を継続するために・・・

※福祉有償運送団体・たすけあいの送迎活動を広げる施策としての補助金制度の創設

## 綾瀬市

【福祉有償運送事業補助金】 **NPO団体など**  
福祉有償運送を行う団体に対して財政的支援を行うことにより、公共交通機関を一人で利用できない身体障がい者や高齢者の外出機会の提供と、安全・安心な移動支援サービスの普及促進につなげ、地域福祉の向上を図る。

- 補助額 年額60万円(上限額)  
期間5年以内
- 補助対象経費 福祉車両にかかるリース料の2/3

## 海老名市

## 高齢者等移動支援事業補助金

## 【対象】

- \*福祉有償運送
  - ・道路運送法における福祉有償運送の登録団体
  - ・登録の準備をしている団体
- \*1団体当たり50万円を上限:助成される費用  
保険料、運行のためのガソリン代、車両リース、人件費、事務費(印刷・通信費、消耗品など)

※その他、相模原市はたすけあいの活動に補助金制度があります。

必要なサービスを継続させるための施策です！！

15

## グループワークの進め方

趣旨:福祉有償運送について話しましょう

\*\*\*\*\*ブレイクアウトルームを使用します\*\*\*\*\*

事務局が自動でグループに振り分けます。「参加」をクリックしてください。

進行:各グループにファシリテーターがいます

- 1, 自己紹介(団体名など所属、役職)+第1部の感想を各自から。
- 2, フリートーク

福祉有償運送の価値、そして今後について話しましょう

みなさんは「当たり前に対応している」けれど、介助も、付き添いもコミュニケーションも、他に代えられない、なくす頃のできない大切なサービスです。

価値を共有し、継続のための意見交換をしましょう。

16

## 福祉有償運送の制度上の位置づけ(公共ライドシェア) たすけあいの送迎にかかるガイドライン 202403

- 公共ライドシェア
- 制度概要①～④
  - ・無償運送 ・生活支援一体型
  - ・サロン送迎・施設送迎
  - ・地縁団体が行う送迎

17

## 自家用有償運送の制度上の位置づけ ～公共ライドシェア

### ・公共ライドシェア

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送。省令において「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」の2つを規定。

	交通空白地有償運送	福祉有償運送
団体数(2023年度末)	698団体、4428車両	2428団体、14044車両
利用者	地域住民・観光客	介護を必要とする者
提供体制	運送主体 : 市町村・NPO法人など 使用車両 : 自家用車(白ナンバー) ドライバー: 第1種免許の保有、大臣認定講習の受講	
運送の対価	法律により「実費の範囲内」の収受が認められている	
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全体制を確保すること</li> <li>● 運行管理・整備管理の責任者の選任など</li> <li>● 地域の関係者(※)において協議が調うこと</li> </ul> ※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体など	

出典: [交通空白解消本部](#)(国土交通省)

18

# 神奈川県で始まった公共ライドシェア かなライド@みうら

## ・2号ライドシェア(公共ライドシェア、自家用有償旅客運送)

公共ライドシェアは、地方自治体や公共交通機関が関わるライドシェアで、従来より運行されている「自家用有償旅客運送」に該当します。特に公共交通空白地や高齢化地域での移動手段の確保を目的とします。利用者の移動ニーズに応じて運行され、料金は公共交通と同様に比較的安価に設定されることが多いのです。現在は、省令により「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められています。※2023年より交通事業者との共同運営(事業者協力型)が認められた



## ・3号ライドシェア(自家用車活用事業: 日本版ライドシェア)

日本版ライドシェアは、2024年4月からスタートし、タクシー業者の許可のもとで運営されることなっています。海外のように民間ドライバーが自由に参加するのではなく、法人タクシー会社(及び国土交通省が認可した企業)のみが運営に参加できるのが特徴です。これにより、安全管理が徹底されることとなっています。

参考までに、2号、3号とは、道路運送法78条に示される下記の条文によるものです。78条2号に記載のある「自家用有償旅客運送」が2号ライドシェア、同条3号に記載のある「地域又は期間を限定して運送の用に供する」ものが3号ライドシェアとなります。

「公共交通トリセツ」より <https://kotsutorisetsu.com/>

- ・DX化
- ・タブレットやアプリの活用
- ・事前確定運賃など、新しい技術を取り入れている

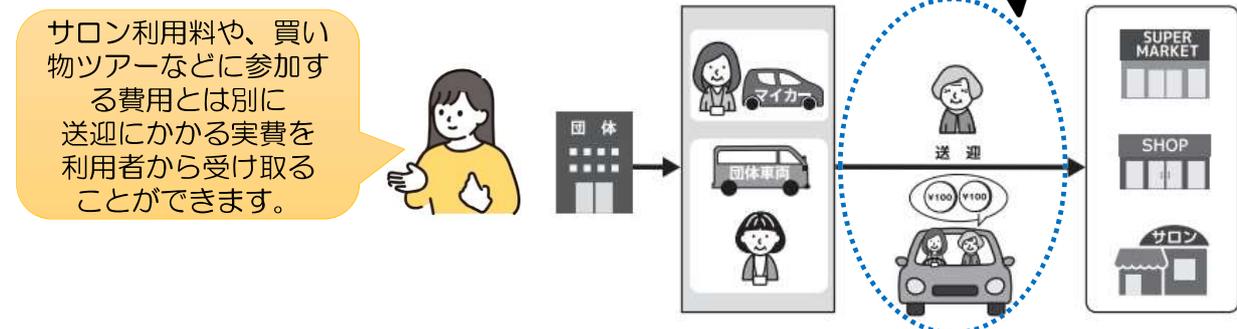
## ガイドライン①・無償の運送 \* 許可・登録を要しない運送

- 利用者がガソリン代等(燃料費、駐車料金、有料道路代、保険料を含む)の実費程度を負担する送迎。実費程度の範囲内なら料金の定額設定もできます。

※保険料は「1日自動車保険」など、当該送迎に特化した保険のみ対象です

- 利用者が任意の謝礼を別に渡しても有償に該当しません。
- 運転者の要件はなく、自家用自動車(白ナンバー)を使用します。

送迎にかかった実費程度は、利用者負担もOK



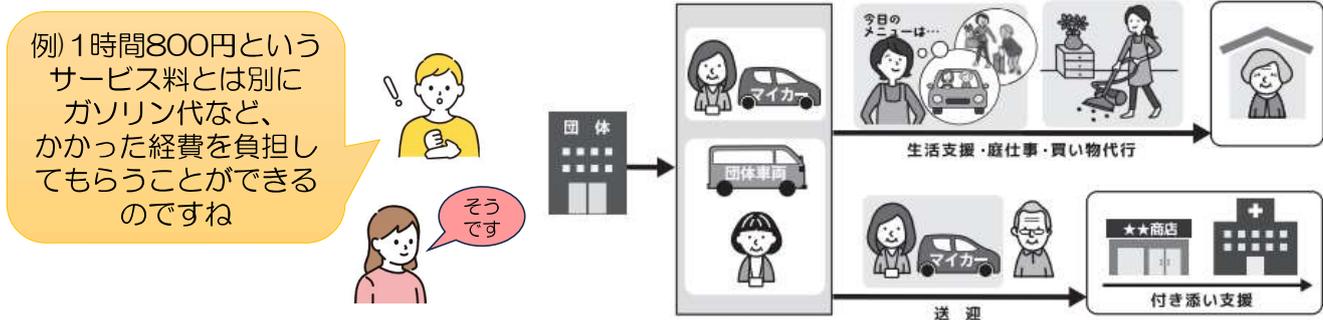
## ガイドライン②・生活支援サービスとの一体型

\* 許可・登録を要しない運送

●通院や買い物に同行する支援、子どもの見守り支援、ゴミ出しや草取り等の生活支援サービスの中に車を使っての送迎が含まれていても送迎部分の対価が発生しなければ、登録は不要です。

※サービス料金と別にガソリン代等の実費程度を利用者に負担してもらうことができます。

- 運転者の要件はなく、自家用自動車(白ナンバー)を使用します。
- ファミリーサポートセンター事業による送迎もこれに該当します。



## ガイドライン③・サロン送迎・施設送迎 \* 許可・登録を要しない運送

●デイサービスや地域のミニサロンなどの利用者をその運営団体が送迎するとき、送迎部分の対価が発生しなければ、登録は不要です。

※サロンの利用料金と別にガソリン代等の実費程度を利用者に負担してもらうことができます。

- 送迎途中に商店等(買い物など)に立ち寄ることもできます。
- 運転者の要件はなく、自家用自動車(白ナンバー)を使用します。

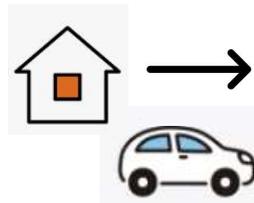
サロンの利用料500円と別に送迎にかかる実費を利用者に負担してもらっても良いのですね。



## ガイドライン④・地縁団体が行う送迎 \* 許可・登録を要しない運送

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合、地域住民組織など地縁団体の活動として、会員が負担する会費で行う送迎サービスについては、許可・登録は不要です。
- 送迎サービス利用の有無に応じて「会費」に差をつけることが可能です。  
※ただし、その差額はガソリン代等の実費程度の範囲内の場合です。
- 運転者の要件はなく、自家用自動車(白ナンバー)を使用します。

会費で車両をリース・レンタルすることも可能です。会費から運転者に当該サービス提供のための報酬を支払うこともできます。



自治会等によるの互助活動  
による送迎サービス

